

むつ湾一周サイクリングコースFAMツアー実施業務委託仕様書

1 業務名称

むつ湾一周サイクリングコースFAMツアー実施業務委託

2 業務目的

訪日外国人観光客の旅行形態は団体旅行から個人旅行へ、また「モノ消費」から「コト消費」へ変化し、その土地でしか体験できない「自然」「食」「文化」「歴史」などへの期待が高まっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、海外からの旅行者は減少しているものの、青森県においては青森・台湾線の国際定期便が2019年7月に就航するなど、台湾からの観光客の増加が今後も期待されているところであり、今後の観光需要の回復期を見据えた受入環境の整備及び情報発信が必要とされている。

そのような中において、本業務では、台湾で人気の高い体験コンテンツであるサイクリングを活用した「むつ湾一周サイクリングコース」(以下、「サイクリングコース」という。)に関するFAMツアーを実施することで、むつ湾一周サイクリングコースの認知度向上を図るとともに新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた旅行商品造成を促し、誘客促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和4年3月11日

4 業務内容

日本在住の台湾人ブロガーやインバウンドに対応できる旅行関係事業者などを招請し、陸奥湾沿岸市町村の自然景観や観光スポットをサイクルツーリズムの切り口で体験させるためのファミツアーの企画及び催行を行う。

(1) パワーブロガー及び旅行事業者等の招請によるFAMツアーの実施

- ① サイクリングコースの課題の洗い出しや情報発信のため、日本在住の台湾出身パワーブロガー及び旅行事業者等を招請したFAMツアーを実施すること。
- ② 被招請者は日本在住の台湾出身パワーブロガー、旅行関係事業者及びメディア関係者など本業務の目的達成に資する4名程度とし、催行時期は10月頃を目途に実施すること。
- ③ FAMツアーの催行に当たっては、被招請者とは別に、サイクリングガイドを同行させること。また、必要に応じてFAMツアーに同行する通訳を手配すること。

- ④ 行程については、3泊4日のサイクリングコースで、青森市、むつ市、外ヶ浜町（以下、「連携市町」という。）の観光施設等へ立ち寄り、被招請者による効果的な情報発信につながる行程とすること。
 - ⑤ 被招請者が体験したサイクリングコースの内容を評価したアンケート調査を実施すること。アンケートの内容については委託者と協議のうえ決定すること。
 - ⑥ F A Mツアーの実施に伴い次の業務を実施すること。
 - ・受託者は被招請者の招請手続き及び招請にかかる諸調整の一切を行うこと。
 - ・旅行費用については、交通費・宿泊費・食事代・見学費・体験料等、招請業務に関わる一切の経費を計上し、必要な撮影許可等をとること。
 - ・宿泊先はインバウンド受入に積極的な一般的なビジネスホテルや旅館以上のグレードで、1名1室を原則とし、客室または公共スペースでのWi-Fi利用が可能な施設とすること。
 - ・視察、移動、食事、宿泊などの所要時間を記載した日程表を作成して進行を管理すること。
 - ・F A Mツアー開始前までに訪問施設及び宿泊施設へ訪問予定日時や訪問人数等を提供すること。
- (2) 被招請者による情報発信の管理
- ①招請したパワーブロガーのSNSによる情報発信を複数回実施させることとし、連携市町に関する投稿をそれぞれ1回以上行うこととする。
 - ②情報発信の状況（発信時期、発信内容、フォロワー数及びビューアー数等）を把握し報告すること。
 - ③F A Mツアー期間中及びファミツアー終了後に、招請したパワーブロガーが、当該旅行及びサイクリングコースについての情報をSNS等に掲載するよう依頼及び支援すること。
 - ④業務実施後、パワーブロガー等のSNS等掲載状況の追跡調査や報告を行うこと。
- (3) サイクリングコースの検証
- ①被招請者からのアンケート調査や同行したサイクリングガイドからの意見を踏まえ、サイクリングコースの検証（課題の抽出、改善策の提案）を実施すること。
 - ②連携市町の取材受入先事業者等へ検証内容をフィードバックすること。
- (4) 旅行商品の造成支援
- ①F A Mツアー終了後、サイクリングコース（コースの一部でも可）を活用した旅行商品を造成するよう、被招請者（旅行関係事業者等）の支援を行うこと。
 - ②業務実施後、旅行関係事業者等の旅行商品造成状況の追跡調査や報告を行うこと。

5 業務報告書の作成について

業務終了後、次の内容をまとめた業務報告書（紙媒体5部、電子媒体1部（PDF形式のファイルにし、CD化したもの））を作成し提出すること。詳細については、作成の際には委託者と協議すること。

- (1) 被招請者名簿、業務行程（全体日程）
- (2) 取材、撮影状況が分かる写真（場所、説明キャプション）
- (3) 被招請者のSNS掲載状況（WEB、雑誌掲載数、閲覧、フォロワー数等）
- (4) 被招請者に対して実施したアンケートの内容、集計結果、アンケート分析結果を基にしたサイクリングコースの検証結果
- (5) 旅行商品造成状況等
造成された旅行商品及び旅行商品造成に向けた取組がわかる資料

6 委託における著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、その手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、契約金額に含むものとする。
- (3) 委託者は、「2 業務目的」の実現に向け、写真等の成果物を委託者が制作するパンフレットやホームページ、SNS等の広報ツールや各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては、契約期間の終了後も以下のとおり取り扱うこととする。
 - ① 受託者の承諾は不要とする。
 - ② 必要に応じて、著作者名を非表示とすることができる。委託者が「2 業務目的」の実現のために成果物を改変（ぼかし、トリミング等の加工）するときは、受託者はその改変について同意する。

7 その他

- (1) 目指す効果目標数値
旅行商品造成数 16件
- (2) 業務の実施に当たっては、委託者と連絡調整を十分に図ること。
- (3) その他、業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定すること。